平成２７年（フ）第５０３号
堺市東区南野田352番地24
債務者　串山亭こと　山中　道男
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
長崎県大村市立福寺町1355番地
債務者　山石　冨江
1　決定年月日時　平成27年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１８０号
盛岡市緑が丘２丁目６番20―302号
債務者　若林のぶえ
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１８８号
盛岡市高松４丁目19番26号　ウィル101号
債務者　三田地惠子（旧姓山浦）
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１９０号
盛岡市本宮６丁目22番12号
債務者　大志田栄美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第２６号
山形県鶴岡市日和田町２番32号　日和荘５号室
債務者　田嶋　朋子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２７年（フ）第１９２号
相模原市中央区上溝3997番地１　ライブスクエア相模原206号
債務者　中村　昌代
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９５号
相模原市中央区上溝4489番地６
債務者　福野亜希子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９６号
相模原市緑区大島11番地　県営大島団地16―303
債務者　水島　重夫
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９７号
相模原市緑区下九沢1926番地１　グーフォカーサ202
債務者　大澤　大嗣
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９８号
相模原市南区相南１丁目19番５号　ヴィラジュネ206
債務者　久保田芳則
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第９２６号
大阪市此花区酉島３丁目10番15号
債務者　菊地　あい（旧姓奥間）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９８８号
大阪市住之江区新北島３丁目２番48号６号室
細川方
債務者　石橋　　護
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５１７号
大阪府茨木市新郡山２丁目４番301号
債務者　三井　隆之
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８５４号
大阪市東淀川区豊里５丁目20番24号
債務者　三浦　正吾
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５０号
大阪府守口市西郷通２丁目８番20―305号、前住所大阪府守口市南寺方南通３丁目７番１号
債務者　中川　義弘
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２９９号
大阪府八尾市堤町３丁目24番地の33
債務者　宮本　裕加（旧姓北山）
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部